

工事請負契約書(単価)

収入印紙

(契約番号：)

1. 工事件名

2. 工事場所

3. 契約金額 別紙のとおり

4. 工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

5. 契約保証金 納付 免除

6. 契約確定日 令和 年 月 日

発注者 住所又は所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号

商号又は名称 東京都北区

代表者名又は氏名 東京都北区長 印

受注者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者名又は氏名 印

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 発注者は、頭書の契約期間内に頭書の工事を必要とするときは受注者に対して工事の発注を行なうことができる。
2. 発注者は、前項の発注を行なうに当つては、そのつど、工程及び工期を指定した工事指示書（工事設計図を含む。以下同じ。）を受注者に交付するものとする。
 3. 受注者は、工事指示書に基づき頭書の契約単価をもつて、工事指示書に定める工期（以下単に「工期」という。）内に工事を完成するものとする。

第2条 受注者は、この契約について工事の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。

- 第3条 受注者又は現場代理人、主任技術者は現場に常駐して発注者の指定する係員（以下区の監督員という。）の指揮監督のもとに別紙仕様書、図面及び内訳書に定められたところにより工事を施工するものとする。
2. 区の監督員は主任技術者、使用人又は労務者のうち工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは受注者に対してその交替を求めることができる。
 3. 受注者は、この工事について仕様書、図面及び内訳書又は契約事項に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは区の監督員の指揮に従い受注者の負担で施工するものとする。

第4条 受注者の負担する材料はその使用前に区の監督員の検査を受け合格したものでなければ使用することはできない。

2. 検査の結果、不合格と決定した材料は遅滞なく引取り速やかに代品を納入して更に検査を受けなければならない。

- 第5条 受注者は、工事がしゅん功したときは直ちに届出て発注者の定める検査を受けるものとする。検査に要する費用及び検査のため変質、変形又は消耗き損したものはすべて受注者の負担とする。但し、特殊の検査に要するものはこの限りでない。
2. 前項の検査に合格したときをもつて目的物の引渡を完了したものとする。但し、発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を通知する。
 3. 受注者は、前項の通知があったときは、その補修の責任を負うものとする。
 4. 発注者は、支障のない限り第1項の届出があった日から14日以内に検査に着手するものとする。

第6条 しゅん功検査に合格しないときは、特に一回に限り発注者は相当日数を指定して改築又は手直しの期間を認めることがある。この改築又は手直しの終了したときは更に届出て検査を受けなければならない。検査に着手する期間は第5条第3項の規定による。

2. 前項の場合目的物の引渡しは改築又は手直しの検査に合格したときをもつて完了したものとする。

第7条 受注者は、発注者の指定する日時において検査に立会うものとする。受注者がもし立会をしない時は検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

第8条 目的物の引渡し前に生じた損害はすべて受注者の負担とする。但し、発注者の故意又は重大な過失によって生ぜしめたとき又は天災地変その他避けることのできない非常災害による場合はこの限りではない。

- 第9条 天災地変その他避けることのできない非常災害に基くとして請負工事の既済部分又は検査済持込材料に減失き損を生じその損害額が契約金額（単価契約にあたっては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下13条において同じ。）の10分の2を超過したときは、発注者は受注者の申立によってその超過金額の2分の1以内を負担することができる。但し、受注者がその損害発生の防止に関して相当の施設をなさず又は注意を怠つたと認められるときはこの限りでない。
2. 前項による申立は損害額調書を添付のうえ、事実発生の翌日から起算して5日以内にこれをなさなければならない。
 3. 第1項の損害の事実及び損害額は事実発生の都度発注者がこれを認定する。

第10条 発注者の交付材料は受注者が善良な管理者の注意をもつて保管することを要し、その亡失又はき損による損害は発注者の故意又は重大な過失によって生ぜしめたとき、又は天災地変その他避けることのできない非常災害による場合の外は受注者の負担とする。

第11条 受注者が契約不適合であるときの補修に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは発注者は受注者の負担でこれを執行することができるものとする。但し、これのために受注者に損害を生ぜしめる事があつても発注者は賠償の責任を持たないものとする。

第12条 受注者は、毎月末以降において検査を完了したものの当該月分の請負代金を別紙単価価格表により計算のうえ、発注者に請求するものとする。

2. 発注者は、前項の請求を受けた日から40日以内に当該月分の請負代金を受注者に支払うものとする。

第13条 受注者は、工期内に工事をしゅん功しないときは延滞日数1日につき契約金額の民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率の割合に相当する金額を違約金として納付するものとする。但し、発注者が個々に分割して履行しても支障ないと認めたときは各部分について計算することができる。

2. 第8条の規定による改築又は手直しが指定した期間後に亘るときは前項によって違約金を納付するものとする。
3. 前2項の違約金徴収日数の計算については検査に要した日数はこれを算入しない。
4. 遅延による生じた実際の損害額が、前3項の規定する遅延違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第14条 発注者は、必要があるときは受注者と協議のうえ、この工事内容を変更し又は履行の中止をすることができる。

2. 工事変更の場合減少部分の金額は、内訳書によることの出来ないときは内訳書の価格を標準としてこれを算定し、増加部分の金額は時価によってこれを算定するものとする。
3. 工事変更の場合はその承諾書を提出するものとする。
4. 工事変更のため不要となった交付材料があるときは直ちにこれを返付するものとし、もしその返付をしないときは発注者の認定する賠償金を指定の期日までに納付するものとする。

第15条 保証金は契約金額（単価契約にあたっては単価に予定数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条、第17条及び第18条において同じ。）の変更によりこれを増減し又は工事進捗の程度によりその半額以内を還付することができる。但し、契約金額に変更のあつた場合既納保証金が未払い契約金額の10分の1以上になる時は更に納入を要しないものとする。

第16条 発注者は、必要があるときは受注者と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

2. 受注者は、第14条の中止期間が引き続き4か月以上に及ぶとき又は契約後4か月を経過しても着手下命のないときは発注者と協議のうえ全部又は一部の契約を解除することができるものとする。
3. 前2項の場合は履行部分及び必要と認める持込工事用材料に対して発注者が相当と認める金額を交付し、且つ保証金するものとする。その他の材料機械工具等は受注者は遅滞なく引取らなければならない。

第17条 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合において発注者は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないと認めたとき。
(2) 契約履行の着手を遅延したとき。
(3) 受注者又は代理人がこの契約事項に違反したとき。
2. 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合において発注者は直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 契約解除の申し出があつたとき。
 - (8) 地方自治法施行令第167条の4に該当するとき。
3. 第1項各号又は前項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二項の規定による契約の解除をすることができない。
4. 前項の規定によって契約を解除したときは保証金は発注者の所得とする。保証金の納付がなく又はその金額が契約金額の100分10に充たないときは受注者に相当額又は不足額を納付させるものとする。但し、正当の理由によって契約の解除を申し出た場合においては発注者はこの規定を適用しないことがある。
5. 契約を解除した場合においては履行部分及び必要と認める持込工事用材料に対して発注者が相当と認める金額を支払い引渡しを受ける場合がある。その他のものは受注者は遅滞なく引取らなければならない。
6. 前2項の規定は、受注者又はその代理人の責に帰すべき事由によって履行不能となった場合についてこれを準備する。
7. この条の契約解除は第13条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

第17条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 受注者が公正取引委員会が受注者に違反行為があつたとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えの提起、その訴えの提起について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2. 前条第4項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第18条 受注者は、第17条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かに問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第17条の2第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合
- (2) 第17条の2第1項第4号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2. 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、賠償金として契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 第17条の2第1項第1号及び第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき
- (2) 第17条の2第1項第3号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3. 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項又は第2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求するものを妨げるものではない。

第19条 契約締結後において物価の変動があつて契約金額が著しく不当となつた場合はその事実に応じて発注者は受注者と協議のうえ契約金額を変更することがある。

第20条 発注者は、受注者から取得することができる金銭があるときは受注者に対して支払うべき代金又は保証金と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。

第21条 受注者は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができないものとする。但し、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

第22条 受注者は、この契約条項の外東京都北区契約事務規則を遵守するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。